



健康で文化的な最低限度の生活

法テラス八雲法律事務所 弁護士 鳴本 翼
(函館弁護士会所属)



■「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」これは、憲法第25条に記載されている文言であり、一般的に生存権と呼ばれています。そして、日本では、生存権を保障するための制度として、生活保護の制度が設けられています。

■生活保護なんて自分には関係ない、そう思っておられる方もいるかもしれませんが。しかし、怪我や病気で十分に働くことができなくなったり、会社から突然リストラされてしまったり、小さい子どもを抱えて離婚してしまい働くことが難しかったり：どんなに一生懸命生活していても、ときとして私たちは暮らしに困窮してしまうことがあります。そんなとき、私たちが助けられる社会の最後のセーフティネット、それが生活保護なのです。

■生活に困っているにもかかわらず、生活保護を申請することに躊躇してしまっている方も多いと思います。実際に、ある統計データによると、日本では生活保護を受給できる資格があるにも関わらず、受給できていないという人が400万人程度いるという指摘もあるようです。

■弁護士の仕事をしていると、生活保護をきちんと受給していれば、こんな不幸なことにはならなかったのに、というようなケースにいくつもお会いします。誰かに助けを求めることは、もしかしたら勇気がいることかもしれませんが。しかし、今まさに生活に困っているという方がいましたら、どうか制度の利用をためらわないでください。

■当事務所では、生活保護に関する相談をはじめ各種法律相談を受け付けています。また、事情によりご自身だけで生活保護の申請をすることが難しい方への同行支援なども行っています。少しでも気になることがございましたら、お気軽にぜひ「法テラス八雲法律事務所(☎050-3383-8366)」まで相談予約の電話をお寄せください。また、「法テラス江差法律事務所(☎050-3383-5563)」でも、ご相談を承っておりますのであわせてご利用ください。

八雲警察署からお知らせ

7月11日(水)～20日(金)夏の交通安全運動の実施 ～「ム」チャするな「ジ」カンにゆとり「コ」コロのよゆう～

◎夏の交通安全運動週間 7月11日(水)～20日(金)の10日間(7月13日(金)は飲酒運転根絶の日)

◎夏季の交通事故防止のポイント

7月は、学校や職場の夏休み時期となり、観光やレジャーが最盛期を迎え、活動範囲が広がることから、暑さや長距離運転による疲労等が重なって注意力が散漫となり、居眠り運転による正面衝突事故や車両単独事故が増加する傾向にあります。

- ・暑さや疲れによる集中力の低下に十分注意し、眠気を感じたら早めに休憩を取りましょう。また、長時間運転をする際は、2時間おきに休憩しリフレッシュしましょう。
- ・スピードの出し過ぎ、無理な追越しは絶対にやめましょう。
- ・車に乗ったら、全ての座席でシートベルトを締めましょう。

【問い合わせ先】 函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110

△広告



ご供養の心によりそう

あおい セレモニー

- ・病院、各施設からの直接安置等、ご相談下さい
- ・町外からの搬送もお引き受けいたします
- ・自宅や寺院・会館を利用したの葬儀全てお任せ下さい

〒049-3102 北海道二世郡八雲町東町247-1
電話 0137-64-2855 FAX 0137-66-5015

新規・解体撤去・
リフォーム追加彫刻…
墓石のことなら
ご相談ください!

お任せ下さい!!



洋型・和型、墓石も各種展示いたしております。

高橋石材工業株式会社

〒049-3122 北海道二世郡八雲町花浦78
TEL(0137)62-2960 FAX(0137)63-2266

△広告